

# 新年度予算を可決

## 各会計総額302億251万円 （前年度比5億5,950万円増）

### 第1回定例会

3月2日  
～3月22日

深川市議会は、平成二十八年第一回定例会を、三月二日から二十二日までの二十一日間開催しました。

今議会では、平成二十八年度各会計予算十件、深川市職員の退職管理に関する条例など条例等十件、補正予算九件及び意見案二件などの審議を行いました。

また三月四日から三日間にわたって一般質問を行い、十一人の議員が市政の各般にわたって市長の見解をただしました。

## 可決した条例等

◎深川市職員の退職管理に関する条例について

◎深川市職員給与条例等の一部を改正する条例について  
（以上二件、原案可決）

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成二十六年五月に公布され、本年四月一日から施行されることに伴い、関係条例について所要の整備を行うものです。

深川市職員の退職管理に関する条例については、改正法において、地方公務員の退職管理の適正を確保するため、全ての再就職者に対し、離職前五年間の職務に属する事項等に関し、離職後二年間、現役職員への働きかけが規制されていますが、加えて、離職した日の五年前の日

より前から、国の部課長級に相当する職についていた再就職者については、当該職についていた期間の職務に関しても働きかけが規制されることとなっており、地方公共団体においてもその範囲を条例で定めて、同様に規制することができるとされたことから、この法律の趣旨を踏まえ、当該地位の影響等を考慮し、本市の離職した日の五年前の日より前から部長・課長相当職についていた者について、同様の措置を講ずるため条例を制定するものです。

また、能力本位の任用、勤務実績を反映した給与、効果的な人材育成を図っていくため、各自治体において従来の勤務成績の評定にかえて、人事管理の基礎となる人事評価制度を構築することが新たに規定されたことから、関係する深川市職員給与条

例ほか三条例を一括して改正するもので、給料表の等級別の分類の基準となる等級別基準職務表を深川市職員給与条例に規定すること、深川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づく報告事項に、職員の人事評価の状況及び職員の退職管理の状況を加えること、また、法律の条項の移動に伴い、引用する条例の整備を行うものです。

◎議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について  
（原案可決）

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が本年一月に公布され、公務災害補償として支給される傷病補償年金等について、労働者災害補償保険法による、年金たる保険給付と同一の事由により厚生年金保険

法による年金たる給付が併給される場合の支給率の調整に関する規定が改められたことから、本条例の一部を改正するものです。

◎深川市行政不服審査会条例について

◎行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について  
（以上二件、原案可決）

行政不服審査法が抜本的に見直され、新たな法律として平成二十六年六月に公布され、本年四月一日から施行されることに伴い、関係条例について所要の整備を行うものです。

深川市行政不服審査会条例については、改正法においては、審査庁が処分に係る裁決を行う前に第三者機関に諮問し意見を聴くこととされたことから、その第三者機関として、新たに深川市行政不服審査会を設置することとし、その組織及び運営について条例で定めるものです。

また、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、情報公開制度及び個人情報保護制度に係る不服申し立てについて、改正法に

よる審理員制度を適用除外とし、これまでと同様に深川市情報公開・個人情報保護審査会が不服審査を行うこととする。ことや、改正法により新設される国の行政不服審査会等の審議手続のあり方を参考に、深川市情報公開・個人情報保護審査会の調査審議手続等に関する規定の見直しを行うほか、法律の改正に伴う用語や条項の改正など、関係する十二条例について所要の整備を行ううものです。

◎深川市過疎地域自立促進市町村計画について（原案可決）

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成二十四年六月に施行され、同法の有効期限が五年間延長されました。この法律の改正を受け、北海道において新たな過疎地域自立促進方針が策定されたことから、本市においても当該方針に基づき、引き続き、過疎対策事業などの有効活用を図りつつ、まちづくりを進めていくため、平成二十八年度から三十二年度までの五年間を期間とする深川市過疎地域自立促進市町村計画を定めるものです。

◎深川市地域消費者センター条例について（原案可決）

消費者安全法の一部を改正する法律が平成二十六年六月に公布され、本年四月一日から施行されることに伴い、消費者センターを設置する市町村は、内閣府令で定める基準を参酌して、消費者センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項等について、条例で定めることとされたことから、深川市地域消費者センターに関する必要な事項について条例で定めるものです。

◎深川市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定（H二二八）の変更について（原案可決）

平成二十六年に地方共同法人日本下水道事業団と締結した建設工事委託に関する協定について、事業費が確定したことから締結していた協定金額を改定するものです。

◎指定管理者の指定について（深川市生きがい文化センター）（原案可決）

深川市生きがい文化センターについて、深川市公の施設に係

る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、指定管理者の公募を行い、株式会社スपोर्टピアを指定するものです。なお、指定期間は、平成二十八年四月一日から三十三年三月三十一日までの五年間とするものです。

可決した意見書

(内閣総理大臣などに送付しました)

- ◎介護保険の生活援助サービスの充実を求める意見書
- ◎無電柱化に関する法整備を求める意見書

(以上2件、議員提案)

可決した補正予算

- ◎平成二十七年深川市一般会計補正予算（第十号）（原案可決）
- ◎平成二十七年深川市介護保険特別会計補正予算（第二号）（原案可決）
- ◎平成二十七年深川市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）（原案可決）
- ◎平成二十七年深川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）（原案可決）
- ◎平成二十七年深川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第二号）（原案可決）
- ◎平成二十七年深川市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）（原案可決）
- ◎平成二十七年深川市下水道事業特別会計補正予算（第一号）（原案可決）
- ◎平成二十七年深川市水道事業会計補正予算（第二号）（原案可決）
- ◎平成二十七年深川市病院事業会計補正予算（第二号）（原案可決）

議会改革特別委員会を設置

深川市議会では、これまでも議会改革に向けた検討項目の調査や取り組みを行ってきましたが、今後も継続して議会改革に取り組んでいく必要があることから、これまでの議論を継承するとともに、新たな検討項目も加味しながら、議会改革に関する調査を行うため、議会改革特別委員会を設置するものです。

|      |       |       |  |  |
|------|-------|-------|--|--|
| 委員長  | 鶴岡 恵司 |       |  |  |
| 副委員長 | 太田 幸一 |       |  |  |
| 委員   | 辻本 智  | 田中 昌幸 |  |  |
|      | 和田 秀隆 | 松本 雅祐 |  |  |